

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 失業保険と所得税

Q : 私は先月会社を辞め、失業保険をもらうことになりました。

ところで、失業保険にも所得税がかかるのでしょうか。

A : 所得税はかかりません。

【解説】

雇用保険法に基づき支給される失業等給付には、①求職者給付として基本手当や傷病手当等、②就職促進給付として再就職手当や常用就職支度金等、③教育訓練給付として教育訓練給付金、④雇用継続給付として高年齢雇用継続基本給付金、育児休業基本給付金、介護休業給付金等、といろいろありますが、雇用保険法では、「租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない」と規定していますので、所得税は非課税となります。

雇用保険の給付のほか、健康保険法に基づき支給される給付（傷病手当金や療養費、分娩費、出産手当金、育児手当金、家族療養費など）や、労災保険の給付（休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料など）についても、税金はかかりません。

また、厚生年金保険、国民年金保険については、障害年金や遺族年金の給付には税金がかかりませんが、老齢年金については雑所得として税金がかかります。

